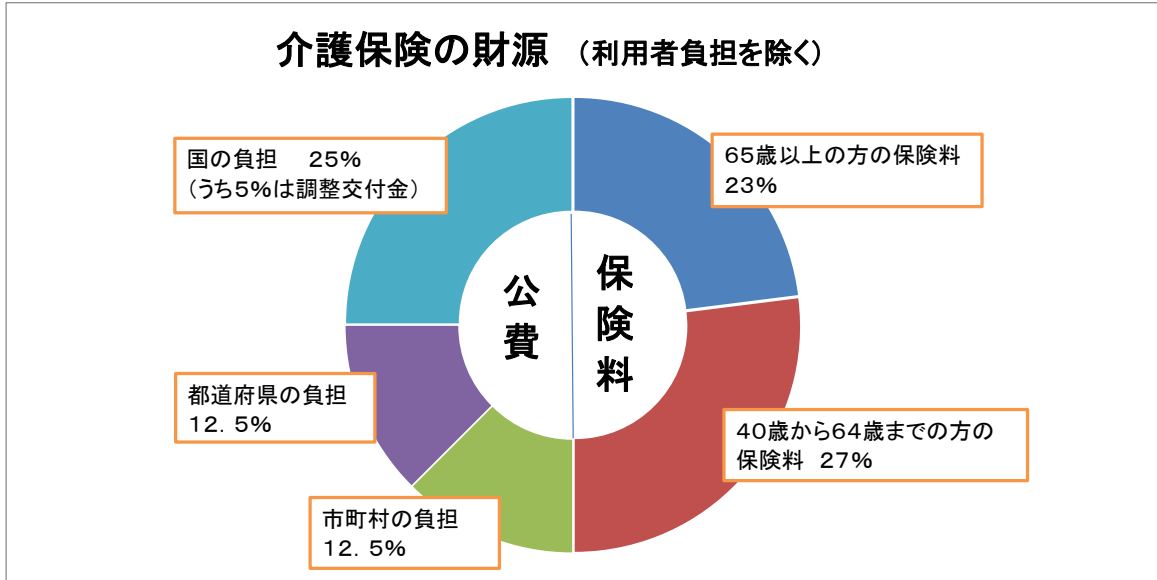

介護保険料の算定の考え方について

第9期における介護保険料算定の考え方

1 現状およびこれまでの推移

(1) 第9期計画における介護保険の財源内訳について(全国標準モデル)



(2) 65歳以上の方(第1号被保険者)および40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の負担割合の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成12～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～令和2年度	令和3～5年度	令和6～8年度
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%	27%

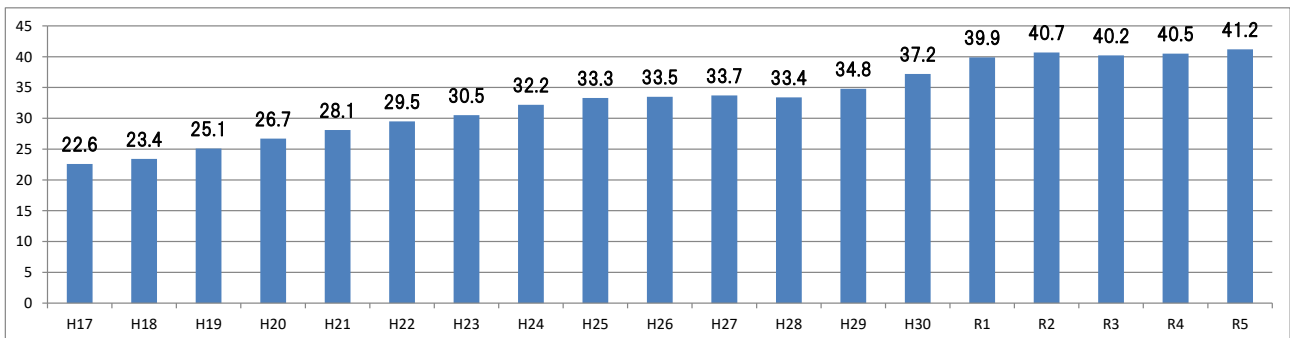
(3) 調整交付金について

調整交付金とは、国が負担する25%(施設等給付費20%)のうち、20%(施設等給付費15%)の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます。残りの5%の部分は、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付されます。

(4) 介護給付費の推移

平成17年度は22億6千万円でしたが、令和4年度では約40億5千万円となっています。なお、令和5年度は、41億2千万円の見込みです。

単位: 億円



(5) 介護保険料の推移

単位:円

市名	第6期(参考)	① 第7期	② 第8期	② - ①
米原市	5,900	5,900	6,790	890
大津市	6,150	6,350	6,350	0
彦根市	5,365	5,860	6,000	140
長浜市	5,820	6,570	6,570	0
近江八幡市	4,900	5,400	5,400	0
草津市	5,299	5,900	6,498	598
守山市	5,500	5,900	5,900	0
甲賀市	5,070	5,940	5,940	0
野洲市	5,520	5,980	6,470	490
湖南市	5,088	5,396	6,110	714
高島市	5,400	5,800	5,800	0
東近江市	5,200	5,200	5,200	0
栗東市	5,590	5,890	6,300	410

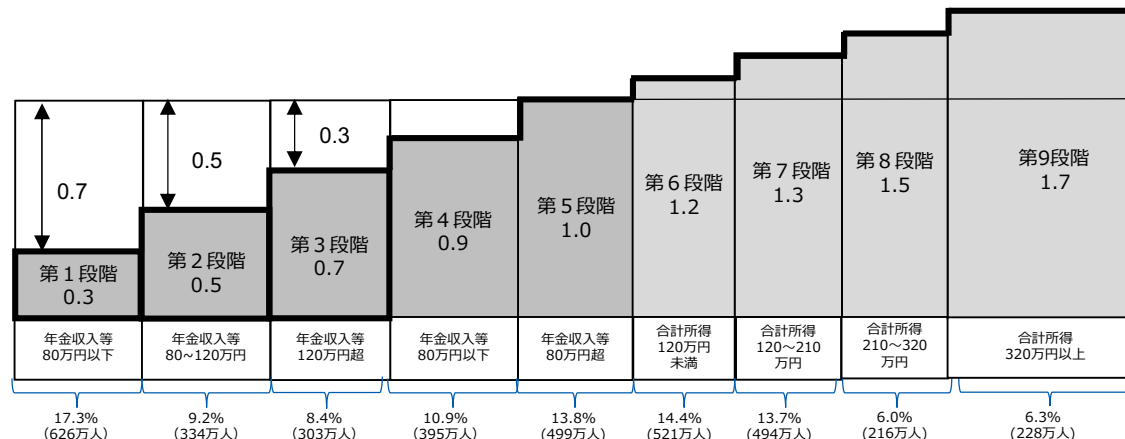
2 保険料算定までのプロセス

介護保険料推計の流れ

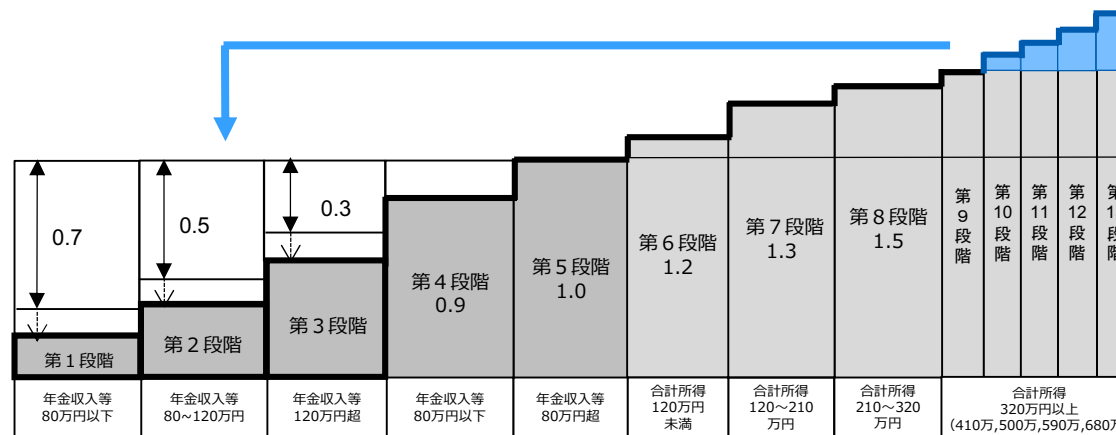


- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

< 現行制度 >



< 見直し例 >



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69



第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

保険料段階設定(案)について

案1 第6段階の所得段階判定基準を細分化し、負担軽減を図ることにより14段階とする。

②×B 基準額に対する割合は、

$$\textcircled{2} \text{ (1段階 } 0.275 \text{ 2段階 } 0.48 \text{ 3段階 } 0.685) \times B \text{ (9段階 } 1.7 \text{ 10段階 } 1.9 \text{ 11段階 } 2.1 \text{ 12段階 } 2.3 \text{ 13段階 } 2.4)$$

令和6年度から令和8年度			令和6年度(見込み)			所得段階判定基準		
段階 (13段階)	基準額に対する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料 (基準額)× 率(差分)×人数	所得段階別 人数(B)			人数割合
第1段階	※0.5 0.275				1,130	9.9%	生活保護受給者	
第2段階	※0.70 0.48				1,046	9.2%	老齢福祉年金受給者	
第3段階	※0.75 0.685				825	7.2%		課税年金収入額と 合計所得金額の合計が
第4段階	0.9				1,095	9.6%		
第5段階	基準額				2,323	20.4%	80万円超120万円以下の方	
第6段階	1.15				360	3.2%	120万円超の方	
第7段階	1.2				1,903	16.7%	80万円以下の方	
第8段階	1.3				1,672	14.7%	80万円超の方	
第9段階	1.5				600	5.3%	本人が市町村民税課税で、	
第10段階	1.7				187	1.6%		前年の合計所得が45万円未満の方
第11段階	1.9				84	0.7%		前年の合計所得が45万円以上120万円未満の方
第12段階	2.1				41	0.4%		前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方
第13段階	2.3				22	0.2%		前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方
第14段階	2.4				105	0.9%		前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方
合計					11,393	100.0%		前年の合計所得が320万円以上410万円未満の方

保険料は未確定のため掲載して
おりません。

案2 段階、所得段階判定基準は国と同様とする。

②×B 基準額に対する割合は、

$$\textcircled{2} \text{ (1段階 } 0.275 \text{ 2段階 } 0.48 \text{ 3段階 } 0.685) \times B \text{ (9段階 } 1.7 \text{ 10段階 } 1.9 \text{ 11段階 } 2.1 \text{ 12段階 } 2.3 \text{ 13段階 } 2.4)$$

令和6年度から令和8年度			令和6年度(見込み)			所得段階判定基準		
段階 (13段階)	基準額に対する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料 (基準額)× 率(差分)×人数	所得段階別 人数(B)			人数割合
第1段階	※0.5 0.275				1,130	9.9%	生活保護受給者	
第2段階	※0.70 0.48				1,046	9.2%	老齢福祉年金受給者	
第3段階	※0.75 0.685				825	7.2%		課税年金収入額と 合計所得金額の合計が
第4段階	0.9				1,095	9.6%		
第5段階	基準額				2,323	20.4%	80万円超120万円以下の方	
第6段階	1.2				2,263	19.9%	120万円超の方	
第7段階	1.3				1,672	14.7%	80万円以下の方	
第8段階	1.5				600	5.3%	80万円超の方	
第9段階	1.7				187	1.6%	本人が市町村民税課税で、	
第10段階	1.9				84	0.7%		前年の合計所得が120万円未満の方
第11段階	2.1				41	0.4%		前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方
第12段階	2.3				22	0.2%		前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方
第13段階	2.4				105	0.9%		前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方
合計					11,393	100.0%		前年の合計所得が320万円以上410万円未満の方

保険料は未確定のため掲載して
おりません。

案3 段階、所得段階判定基準は国と同様とする。

③×B 基準額に対する割合は、

③ (1段階 0.29 2段階 0.485 3段階 0.69) × B (9段階 1.7 10段階 1.9 11段階 2.1 12段階 2.3 13段階 2.4)

令和6年度から令和8年度			令和6年度(見込み)				所得段階判定基準		
段階 (13段階)	基準額に対する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A) × (B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料 (基準額) × 率(差分) × 人数	所得段階別 人数(B)	人数割合			
第1段階	※0.5 0.29				1,130	9.9%	生活保護受給者		
第2段階	※0.70 0.485				1,046	9.2%	老齢福祉年金受給者		
第3段階	※0.75 0.69				825	7.2%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方	世帯全員が市民税 非課税者
第4段階	0.9				1,095	9.6%		80万円超120万円以下の方	
第5段階	基準額				2,323	20.4%	120万円超の方	80万円以下の方	世帯の誰かに市民 税が課税されてい るが、本人は非課 税者
第6段階	1.2				2,263	19.9%	80万円超の方		
第7段階	1.3				1,672	14.7%	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得が120万円未満の方 前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方 前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方 前年の合計所得が320万円以上410万円未満の方 前年の合計所得が410万円以上500万円未満の方 前年の合計所得が500万円以上590万円未満の方 前年の合計所得が590万円以上680万円未満の方 前年の合計所得が680万円以上の方		
第8段階	1.5				600	5.3%			
第9段階	1.7				187	1.6%			
第10段階	1.9				84	0.7%			
第11段階	2.1				41	0.4%			
第12段階	2.3				22	0.2%			
第13段階	2.4				105	0.9%			
合計					11,393	100.0%			

保険料は未確定のため掲載して
おりません。